

平成26年7月4日

サニーヘルス株式会社
代表取締役社長 西村 峯満 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子



ご 連 絡

本協会からの平成26年3月26日付「申入書」に対し、平成26年4月16日付「回答書」をご送付いただきました。

しかしながら、このたび、本年5月31日付日本経済新聞の夕刊に、本協会が貴社HPでの使用停止を求めた内容と同じ内容の広告が掲載されておりました。さらにまた、下記の貴社HPでのテロップ上では、本協会が削除を申し出た内容が変わらず掲示されています。

<http://sunnyhealth.com/>

本協会が貴社に使用停止を求めたのは、法律の趣旨から言って、該当ホームページに限るものではなく、貴社が行う広告全般に対してのものであることは当然のことです。貴社はいったん本協会の申し入れに対応する旨回答されながら、相変わらずの広告掲載及びHPのテロップは、本協会に対する愚弄でもあり、誠に遺憾です。

つきましては、貴社が行うあらゆる媒体での広告において、エラグ酸がブルーベリーの約300倍も含まれているボイセンベリーを摂取することで、あたかも豊富なエラグ酸により、ブルーベリーを摂取する以上の視覚改善効果が得られるかのような表現は、不当景品類及び不当表示防止法4条1項1号により表示が禁止されるものであるため、厳にお控えください。

なお、貴社ご回答を拝見いたしましたところ、不明な点がありましたので、以下についてご回答をお願いいたします。

貴社HPに、「研究者が明かす、「すっきり！」の理由とは？」欄の中に、「エラグ酸の含有量比較（果実100gあたり）エラグ酸300倍」とあり、その出典先として「J. Agric. Food Chem. Vol.50, No.12, 2002,」「J. Agric. Food Chem. Vol.50, No.8, 2002」とあります。消費者にとって成分の情報は重要と考えるので、出典の原文と日本語和訳をご送付お願いいたします。

なお、本「ご連絡」並びに貴社からのご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

以 上

(本件に関する連絡先)

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03-5614-0543 FAX:03-5614-0743